

○金谷委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会させていただきます。

本日は全員出席ですので、ただいまより会議を開きます。

1、請願・陳情議案の審査について、陳情第8号、生活保護における収入認定等に関することについてを議題といたします。

ここで、御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 なければ、判断保留といたしておりました会派に、判断できる状況にあるか確認をさせていただきます。

自民党・市民会議。木下委員。

○木下委員 判断できます。

○金谷委員長 民主・市民連合。高見委員。

○高見委員 判断できます。

○金谷委員長 公明党。室井委員。

○室井委員 判断できます。

○金谷委員長 それでは、全会派判断可能となりましたので、陳情第8号に対する賛否、採択、不採択に関して、意見開陳を含めて伺いたいと思います。

自民党・市民会議。木下委員。

○木下委員 陳情第8号に関わって、自民会議として意見開陳も含めて判断を申し上げます。

生活保護法第63条に関わっては、原則、全額返還としつつも、国の通知における取扱いとして、被保護者の自立を著しく阻害すると判断される場合などに、返還金額の算定に当たって一定額の控除を許容しているところであります。何らかの事由により生活困窮に陥った場合に、最低限度の生活の保障と自立の助長を図るという生活保護制度の趣旨に鑑みると、返還金額の算定から控除する範囲については最低限の部分に限定すべきものであり、その範囲の拡大については慎重な立場にならざるを得ないものと考えます。

よって、陳情第8号については願意に沿い難く、不採択と判断させていただきます。

○金谷委員長 続きまして、民主・市民連合。高見委員。

○高見委員 陳情第8号、生活保護における収入認定等に関することについてでありますけれども、陳情者における陳情内容は、交通事故等による自賠責慰謝料については、一定額を除外することを関係機関に対し要望書または意見書を提出することとしています。

現段階では、厚生労働省事務次官通知に基づきまして、収入として認定しない取扱い事項はおのおの記載がある中で、今回の交通事故慰謝料についての記載はないため、収入とみなされ、交通事故による自賠責保険で支払われる賠償金は、事故発生日から賠償金を受領した日までに扶助した保護費の範囲内で返還しなければならないとなっております。ただし、当該世帯の自立更生に充てられる額として、賠償金を受領するためにかかった必要経費及び当該世帯において必要性の高い生活用品等を購入する費用については、収入として認定しないことが、厚生労働省事務次官通知によって認められており、本市もそのように対応しております。

以上の内容は、陳情者当人も理解していることとお察しします。陳情内容は理解できる部分もありますが、しかしながら、生活保護法の改正案への動きや、全国自治体において同様の内容の陳情が、国への要望並びに意見書として提出されているという情報を、担当部局並びに会派内でも現時点で確認できていないことも含め、時期尚早と判断し、願意に沿い難いといたします。

○金谷委員長 それでは、公明党。室井委員。

○室井委員 今、両会派から法律上の視点ということでいろいろお話がありました。我々もかなり、今回の陳情については熟慮を重ねてまいりました。一つを許してしまった場合に、後はどうなるのかとか、様々な角度からやらせていただいたわけですが、市のほうでも同様の陳情等を受けて、裁判という経緯も聞いておりましたので、その結果を待ってみようという判断になり、最終的に一番で、陳情及び陳情に関わる訴訟の件については棄却されたということもお聞きしておりますので、これは法律上の問題でもあり、陳情者の意向というのは非常によく分かることではありますけれども、現段階では願意に沿い難いという結論に達しました。

○金谷委員長 それでは、続きまして日本共産党。小松委員。

○小松委員 日本共産党は、陳情第8号については願意妥当と判断をいたします。以下、理由を述べます。

陳情第8号は、生活保護における収入認定に関して、交通事故の際に自賠責保険から生活保護受給者に支払われる慰謝料について、一定額を収入認定の対象から除外する措置を講ずるよう関係機関に意見書等の提出を求めたものであります。

この収入認定に関しては、東日本大震災、福島原発事故の義援金をめぐっても、また、平成28年の熊本地震の被災者が受ける義援金をめぐっても、対応する自治体の姿勢によって誤解が生じたり、収入認定されるなどということが報道され、義援金の受け取りそのものを生活保護受給者がちゅうちょする動きも広がっているということも報じられたりしてきました。そしてその都度、厚労省の課長通知や保護係長の事務連絡が出されましたが、基礎自治体の中には、機械的な対応がなお見られたことから、日本弁護士連合会の会長声明や、司法書士会等が足並みをそろえた対応を求めた、そうした動きもありました。交通事故に関わって受け取った自賠責保険の慰謝料についても収入認定するというのが、多くの自治体の共通した考え方であり、実態でもあります。

そこで、この陳情が当委員会に付託されて、改めて幾つか調べてみると、慰謝料が収入認定されたことで不服申立てをした案件に対して、県の不服審査会の答申では、収入認定すべきでない、収入から除外すべきであるという答申が出されたものがありました。今、紹介したこの事例は、平成29年、2017年9月5日付で、福岡県知事から行政不服審査法に基づく諮問を受け、同年9月、10月、11月、12月、翌2018年、平成30年の1月、2月及び3月のそれぞれの審査会において、調査審議した結果、導き出された結論でありました。実に7か月間、慎重に審査をした結果、慰謝料については収入に含めるべきでない、こうした答申が出されました。

この案件の答申の中で、何が述べられているかということも若干述べたいと思います。ここでは、生活保護法に関する、いわゆる別冊問答集において収入として認定しないものの扱いの中で、福祉的給付金、原爆関係給付、公害関係給付など、特定の者に対し精神的な慰謝激励等の目的で支給されるものについては、使い道を問わず、いわゆる自立更生の要素を度外視して収入除外とすることが明示されていると述べた後、審査請求人が受給した、この場合は、交通事故の慰謝料ではありま

せん。勤務先におけるハラスメントに対する慰謝料であり、性質は違います。ハラスメントに対する慰謝料であり、続いて、交通被害者の慰謝料の扱いなどにも波及するものであるがと答申の中で前置きをしながら、生活保護の廃止にまで至るような高額でないことに鑑みて、収入認定の対象外にするのが妥当である。慰謝により得た金員は、原則として受給者の意思に従い費消されることに問題はないと考えられると答申したものであります。ハラスメントの慰謝料の額は数十万円であります。要は、この答申が何を言っているのかという点であります。あえて、生活保護受給者の交通事故の際の慰謝料の扱いなどにも波及するものであるがということを答申の中で述べた上で、収入認定から除外するのが適当なんだということを答申しています。さきに述べたように、東日本大震災、熊本地震の際にも、国からの通知や事務連絡をしても、統一した取扱いが行われていない。確たる判断基準が明確になっていない。これが実情であります。そして、今の時代、時の流れに合わせて、こうした不服審査会の答申がたとえ一部であっても出されたこと自体が、幾つかの考え方が存在をするということを物語っていると考えるものであります。

したがって、今回出された陳情者の陳情項目が、交通事故などの慰謝料の一定額、これはそれぞれの案件で内容が異なると思いますので、一定額については収入から外すことを地方議会が国の機関等に要望や意見書を出してもらいたい、この要請には極めて妥当性があるものと判断するものであります。よって日本共産党は、願意妥当と判断いたします。

○**金谷委員長** それでは、全会一致とならなかったことから、起立採決といたします。

陳情第8号について、採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立をお願いいたします。

(起立する者あり)

○**金谷委員長** 起立少数であります。よって、陳情第8号については、不採択とすべきものと決定をいたしました。

本会議での委員長口頭報告案は、正副委員長に一任を願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○**金谷委員長** それではそのようにさせていただきます。

続きまして、2、令和3年第1回臨時会提出議案について、議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算について、理事者から説明をいただきます。

福祉保険部長。

○**金澤福祉保険部長** 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、福祉保険部所管分について御説明申し上げます。補正予算書の6ページを御覧ください。

3款1項3目老人福祉費の介護サービス等事業者特別給付金につきましては、事業終了に伴い不用となった補助金2千802万円を減額しようとするものでございます。次に、その下のPCR検査費用助成費につきましては、高齢者入所施設への新型コロナウイルスの侵入を未然に防ぐため、新たに入所予定の高齢者と新規採用予定の職員について、任意のPCR検査を実施する施設に対し、その検査費用を助成するもので、助成に要する費用として1千898万8千円を補正しようとするものでございます。財源は、国庫支出金が690万円、基金繰入金が518万8千円、一般財源が690万円となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○金谷委員長 新型コロナ担当部長。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、保健所所管分につきまして御説明を申し上げたいと思います。

補正予算書7ページを御覧いただきたいと思います。

まず、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の感染症予防対策費についてでございます。新型コロナウイルス感染者等の医療費の公費負担をはじめ、患者移送時や感染者等に対応する保健所職員の感染防護服の購入、大規模クラスター発生施設に派遣された医療従事者等への費用負担のほか、新型コロナウイルス感染症対策担当執務室を確保する経費といたしまして、1億5千936万3千円を補正しようとするものでございます。財源内訳は、国庫支出金が1億679万3千円、道支出金が1千119万円、一般財源が4千138万円でございます。

続いて、同じく4款1項2目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業費についてであります。新型コロナウイルス感染症に係るワクチンにつきましては、国の指示の下、市町村において予防接種を実施することとされており、今後、実施に当たり必要となる経費として、医療機関への接種委託料、接種券の作成、発送、市民への周知、相談対応、管理システムの整備、人件費等として14億3千577万8千円を補正しようとするものでございます。なお、当該ワクチン接種に係る費用につきましては、全て国庫負担金及び補助金で措置することとなっております。

続いて、下段でございます4款1項3目環境衛生費の新しい生活様式取組支援事業費についてでございます。本事業は、生活衛生関係営業店舗等に対し、新しい生活様式の実践のための支援を行い、店舗における感染リスクの低減や、市民や観光客が安心して店舗を利用できる環境づくり、その取組状況を広く周知することで、市民一人一人の新しい生活様式の実践、定着を図ることを目的としたものでございます。保健所で把握している営業施設数を基に、対象店舗数を5千808店と想定しておりましたが、結果として、3千103店舗分の事業費が不用になったことから、9千309万円を減額しようとするものでございます。

続きまして、3ページを御覧いただきたいというふうに思います。第2表、繰越明許費補正の追加分でございます。4款1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業費であります。こちらは先ほど御説明したワクチン接種に係る経費について、令和3年度も引き続き実施することから、繰越明許費として13億9千978万2千円を設定しようとするものでございます。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

○金谷委員長 ここで御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 特になければ、報告事項についてに入ります。

まず、令和3年第1回臨時会提出議案に関わる事項について、理事者から報告をいただきます。福祉保険部長。

○金澤福祉保険部長 報告第1号、専決処分の報告につきまして、こちらは総務常任委員会の所管でございますが、そのうちの整理番号1番につきまして、福祉保険部に関わりがございますので御説明申し上げます。

本件は、令和2年10月23日、福祉保険部職員の運転する庁用の軽自動車は、市内忠和6条1丁目において道路に進入しようとして左折したところ、左方から直進してきた相手方車両に接触し、双

方の車両を破損したもので、市の過失割合を100%、損害賠償の額を4万7千560円と定め、昨年12月24日に専決処分させていただいたものでございます。

今後におきましては、交通安全研修の積極的な受講や、職場内における交通安全意識のより一層の徹底を図り、交通事故防止に努めてまいります。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

以上、よろしくお願いいたします。

○金谷委員長 子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 報告第1号、専決処分の報告につきまして、整理番号3番につきまして子育て支援部に関わりがありますので御説明申し上げます。

本件は、令和2年12月9日、市内花咲町6丁目において、子育て支援部の職員が運転する庁用の乗合自動車相手方の車両と接触し損害を与えたもので、その損害賠償の額を12万5千400円と定め、令和2年12月28日に専決処分させていただいたもので、市の過失割合は100%でございます。

交通事故の防止につきましては、日頃から職員に対して注意を喚起しているところではありますが、12月22日にも子育て支援部職員が運転する庁用自動車が相手方車両に接触し、双方の車両を破損した事故が発生したところがあります。事故後、それぞれの職員には注意、指導を行い、また併せて、子育て支援部内各課の朝礼等において、交通安全意識の徹底を図ったところがあります。今後より一層の事故防止に努めてまいります。また、この場をお借りしましておわび申し上げます。

以上、よろしくお願いいたします。

○金谷委員長 地域保健担当部長。

○川邊保健所地域保健担当部長 同じく報告第1号、専決処分の報告、整理番号2番が保健所関連でございますので御説明申し上げます。

本件は、令和2年11月13日、保健所の職員が運転する庁用の小型自動車が、市内7条通10丁目、市の第2庁舎の駐車場において後退したところ、駐車中の相手方車両に接触し双方車両を破損したもので、市の過失割合を100%、損害賠償の額を7万9千453円と定め、12月28日に専決処分をさせていただいたものでございます。

交通事故防止につきましては、日頃から職員に対し注意を喚起しているところでございますけれども、引き続き、積極的な交通安全研修の受講や、より一層職場内における交通安全意識の徹底を図り、事故防止に努めてまいりたいと考えております。大変申し訳ございませんでした。

よろしくお願いいたします。

○金谷委員長 ここで御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 なければ、次に、提出議案以外の事項について、理事者から報告をいただきます。

市民生活部長。

○大鷹市民生活部長 住民基本台帳関係事務の特定個人情報保護評価に係る意見提出手続の実施について、御報告申し上げます。

配付いたしております資料を1枚おめくりください。特定個人情報保護評価につきましては、マイナンバーを含む個人情報、いわゆる特定個人情報を取り扱うに当たりまして、その漏えいのリスクなど、プライバシーへの影響を自らが点検、評価するものでございます。

住民基本台帳関係事務におきましては、マイナンバー制度が導入されました平成27年度に評価を実施し、評価書を公表しているところをございますけれども、公表から5年を経過するに当たり、評価を再実施するよう努めることとされておりますことから、再評価を実施し、評価書（案）について、市民の皆様から意見の聴取を行うものでございます。

次に、資料を3枚おめくりください。評価書の構成といたしましては、評価書の2ページになりますけれども、項目の一覧を記載してございます。項目一覧につきましては、基本情報と特定個人情報ファイルの概要、リスク対策などといった構成としております。また、前回評価書からの変更といたしましては、69ページから記載してしております。その変更箇所一覧のうち、70ページから75ページまでにその変更箇所を掲載してございまして、主に、通知カード廃止などの法改正に伴うものや、窓口支援システムなどシステムの追加に係る変更となっております。

今後につきましては、寄せられた意見を反映し、専門知識を有する機関での第三者の点検を受けた上で、国の個人情報保護委員会に提出し、公表いたします。なお、意見の募集期間につきましては、令和3年1月22日から2月22日までとなっております。

以上、意見提出手続の実施についての報告でございます。よろしく願いいたします。

**○金谷委員長** 税務部長。

**○稲田税務部長** 地方税賦課徴収関係事務の特定個人情報保護評価に係る意見提出手続の実施について、御報告を申し上げます。

ただいま市民生活部から報告があった件と同様でございますが、本市の地方税の賦課徴収等に関する事務につきましても、平成27年度に番号法に基づく特定個人情報保護評価を実施し、全項目評価書の作成、公表を行っております。このたび、そこから5年を経過することから、評価の再実施を行うに当たり、同法で求められている意見提出手続を行おうとするものでございます。

評価書の構成といたしましては、先ほどの住民基本台帳関係事務と同様に、下にページを振っている部分の2ページの項目一覧に記載してございまして、基本情報と特定個人情報ファイルの概要とリスク対策などといった構成としております。また、前回評価書からの変更点としましては、39ページからの変更箇所一覧のうち、45ページから50ページまでに記載しているものが今回修正した部分となります。主に、一般社団法人地方税電子化協議会や、市の組織名称の変更に伴うものや法改正に伴うものとなっております、その他所要の文言の変更を行っているところでございます。

こちらの意見募集期間につきましても、明日、1月22日から2月22日までの約1か月間としております。

以上、税務部からの報告となります。よろしく願いいたします。

**○金谷委員長** 保険制度担当部長。

**○向井福祉保険部保険制度担当部長** 旭川市高齢者等除雪支援事業に係る協力団体について、御報告申し上げます。

地域住民の協力による住宅前道路除雪の取組につきましては、昨年8月の本常任委員会でも御報告させていただきましたとおり、令和元年度に土木部において実施した一部の町内会でのモデル事業を踏まえ、今年度は福祉保険部において、市内全地域を対象に、高齢者等除雪支援事業として実施することとしてございましたが、地域における協力団体の決定及び作業が開始となっておりますので、お手元に御配付してございまして資料に沿って御説明をいたします。

取組を進めるに当たりましては、昨年の9月30日付で、市内全ての町内会に対し、取組への協力依頼文をお送りしたほか、各地区で開催された除雪連絡協議会でも協力依頼を行うなど、当初1月6日までの協力団体申込み期限を12月15日までの期間で延長し、取組町内会の募集を行いました。併せて、町内会以外の担い手の確保策として、学生ボランティアの協力について、一部の高校や大学とも協議を行った結果、39町内会のほか、旭川大学の硬式野球部の学生の御協力をいただけることとなり、協力団体全体としては、団体数が40、活動協力者数329人、活動対象世帯数306世帯となっているところでございます。協力団体による活動につきましては、基本的に12月15日から開始し、3月31日までとしております。

次に、幹線道路分を除いた住宅前道路除雪事業の対象世帯数につきましては、平成10年度の事業開始以降、年々増加しておりましたが、今年度は昨年度に比べ約500世帯少ない3千720世帯となっております。その理由といたしましては、対象要件の厳格化を図るため、申請書様式に対象要件の確認欄を設けるなどの見直しを行ったことや、土木部においても、本市の道路除雪の現状等について、除雪連絡協議会や様々な場面で周知を行ったことなどが要因となっているのではと考えております。

なお、今後の取組予定でございますが、シーズン終了後には、取組に協力いただいた地区の活動協力者及び対象世帯の方々に対するアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、来年度以降の事業内容について検討を行い、さらなる取組地区の拡大につなげてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○金谷委員長** 子育て支援部長。

**○中村子育て支援部長** 児童虐待防止対策に関する基本方針の策定に係る検討経過につきまして、御報告申し上げます。

まず、これまでの検討経過についてであります。本日配付しております資料の1ページ、1番目ということになります。今年度は、令和2年第1回定例会での附帯決議を踏まえまして、専門家による意見をいただきながら、児童虐待防止対策に関する方針の検討を進めるため、有識者懇談会を昨年7月から今月12日までの間、計5回開催いたしました。本市の児童虐待の現状や課題、児童虐待防止に向けた取組強化の方向性、市立の児童相談所の役割や必要性、さらには基本方針の骨子案などについて市の考え方を示し、その示したものに対して、有識者の方々から専門的な視点から意見をいただいたところであります。

次に、有識者懇談会における主な意見についてであります。資料の2ページ目に示させていただいております。まず、虐待の発生予防と早期発見の取組に関わるものという部分では、関係機関との情報共有や連携の重要性のほか、要保護児童対策地域協議会の効果的な活用や専門的人材の育成により、児童福祉法において市町村の役割とされている子ども家庭相談支援に係る体制の一層の充実を図るべきといった意見をいただいております。

また、3ページになりますが、市立児童相談所の役割と必要性ということにつきましては、在宅支援の重要性、あるいは一時保護の判断を市が行うことのメリット、それから一時保護所における個別処遇に向けての対策などについて意見をいただいたところであります。

最後になりますが、今後の進め方というところになります。また資料の1ページに戻っていただきますが、4番の策定スケジュールというところがございます基本方針の素案について、今後、市

の子ども・子育て審議会に専門部会を設置して審議を行うほか、パブリックコメントを実施し、関係機関をはじめ、広く市民の皆様から御意見をいただき、それらを踏まえながら基本方針の策定を進めてまいります。基本方針の骨子ということにつきましては、4ページ目に体系図というような形で示させていただいております。なお、基本方針の策定期間につきましては、当初、今年度中に取りまとめを行う予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症対策等の影響で有識者懇談会の開催時期が遅れたことなどの事情により、作業スケジュールが遅れたところであります。本年5月頃の策定を目指して現在作業を進めております。また、作業の過程におきましては、節目節目において当常任委員会、その他議会等に報告をして、様々な意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

**○金谷委員長** 地域保健担当部長。

**○川邊保健所地域保健担当部長** (仮称)旭川市動物の愛護及び管理に関する条例(素案)及び(仮称)旭川市動物愛護基金条例(素案)に対する意見提出手続の結果について、御報告いたします。

本市では、(仮称)旭川市動物の愛護及び管理に関する条例及び(仮称)旭川市動物愛護基金条例の制定に当たり、令和2年10月15日から11月16日までの期間に意見提出手続を実施いたしました。結果、8名の方から41件の御意見をいただき、この内容は提出資料のとおりとなっております。条例(素案)への賛同や肯定的な意見のほか、主に文章の表現ですとか今後の動物愛護に向けた具体的な提案をいただき、それらを踏まえて所要の文言整理や細かな修正等を行ってまいりました。いただいた御意見について、本市の考え方を意見提出者の方々へ回答するとともに、ホームページ等で公表をいたしております。

また、この結果を踏まえ、旭川市動物の愛護及び管理に関する条例及び旭川市動物愛護基金条例の制定について、令和3年第1回定例会へ提案する予定となっております。

以上、御報告申し上げます。

**○金谷委員長** 環境部長。

**○富岡環境部長** 旭川市リサイクルセンター整備基本計画(案)に対する意見提出手続について、御報告申し上げます。お手元の資料を御覧ください。

本事業につきましては、昨年10月の民生常任委員会で御報告させていただきましたとおり、昨年7月に実施方針等を取り下げた上で、基本構想で整理した事業内容や事業手法の見直しを行った結果、DBO方式を取りやめ、市の担当部局で設計から建設までを行う従来方式により新施設を整備することとしたところであり、そのことについて、今年度中に策定を予定している基本計画において整理することとしておりましたが、今般、これらの経過を踏まえて、旭川市リサイクルセンター整備基本計画(案)を作成し、先月、12月25日から今月29日の期間で意見提出手続を実施しておりますことを御報告いたします。

本計画(案)につきましては、これまでの事業経過や見直しの内容などを踏まえまして、廃棄物処理施設として適正な機能を確保した上で、効率性、経済性を考慮した整備内容の具体的な方向性を取りまとめております。

内容でございますが、事業手法については従来方式に変更すること、処理対象物は現施設と同様

の缶、瓶、家庭金物及び紙パックとすること、また、整備スケジュールは令和3年度から4年度に設計、令和5年度から6年度に建設工事を実施し、令和6年度中の供用開始を目指すこと、そのほか、プラント設備計画や環境保全計画、建築計画など、施設整備に当たっての基本的な考え方を整理したものとなっております。

また、意見提出手続と並行して、建設用地周辺の市民委員会、また町内会、関係団体等に対しまして、意見提出手続を実施している旨のお知らせと、本計画（案）の説明を併せて行っておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、説明会等による方法は控え、書面にて実施をしているところでございます。

なお、今後の予定でございますが、意見提出手続の期間終了後、提出いただいた御意見を踏まえ、所要の修正を行った上で、来月下旬を目途に計画を策定し、来年度以降、新施設整備に向けた取組を進めてまいります。

以上、御報告いたします。よろしく願いいたします。

○**金谷委員長** それではここで、御発言はございますか。

小松委員。

○**小松委員** 福祉保険部から報告がありましたので、ちょっと質疑させていただきます。

最初に高齢者等の除雪支援事業について一つだけ。今年度の協力団体の決定状況、また、参考として昨年度の状況も示されております。お聞きしたいのは、大きく増えてきていますよね、団体数が。目標とした数があるのかどうなのか、これが一つ。もう一つは、今、報告いただいた到達状況に対する行政としての今時点の評価について、先ほど報告で、この後アンケートも取っていくということがありましたので、詳しくというか、正確にはそれらを踏まえたことになろうと思いますが、せっかく報告いただきましたので、現時点での行政としての評価について、まずお聞きしたいと思います。

○**向井福祉保険部保険制度担当部長** 今年度の目標とした数につきましては、予算におきまして、昨年度は約4千600世帯が対象となっておりますので、その1割ということで、460世帯を予算における目標としていたところでございます。それにつきまして、今年度は今、306世帯ということではございますが、昨年度、土木部において実施しておりましたモデル事業のアンケート調査の中では、実施した町内会においては大変好意的で、地域のつながりの向上につながったというような意見もありましたが、一方で、担い手の方もやはり高齢者ということで、今後、継続的に続けるのは困難なところもあるといった意見もありました。そういった中で、やはり306世帯の多くの町内会に協力いただいたということは、大きな成果につながるのではないかというふうに考えております。

先ほど、小松委員からいただいた質疑の中でも、今年度の実施状況を踏まえて、実際にやってみてどうだったかというようなところのアンケートもお聞きしたいというふうに考えておりますので、まず、数ということであれば、一定の成果につながったというふうに考えているところでございます。

○**小松委員** 続いて、子育て支援部に若干質疑させていただきます。

児童虐待防止対策に関する基本方針の策定に係る検討経過についてお話がありました。資料の1ページに、1月12日まで都合5回、有識者懇談会が開催されてきています。それで、1月12日

には、児童虐待防止対策に関する基本方針（骨子案）について、一応、意見をいただいたというふうになっております。今後のスケジュールでは、基本方針の素案を策定して、審議会や市民意見を聴きたいという予定になっております。

説明資料では、一番最後のところになるのかと思いますが、実はこの第5回の有識者懇談会に提出された資料で、骨子案というのが今、ネットでも公開されておまして、素案の基になる行政としての考え方が述べられたものというふうに思います。しかし、骨子案といっても、実に37ページだから、私の感覚で言うとほぼ素案に近いものだろうというふうに受け止めておまして、説明の中でもありましたけれども、この案件は附帯決議とも関係したものであります。昨年（平成29年）の第1回定例会で、附帯決議では、児童相談所設置について、今後、専門家による検討会などの意見をいただきながら、本市における児童虐待の現状や課題、既存の旭川児童相談所の現状や課題などの精査を行い、旭川市として児童虐待にどのように向き合い、取り組んでいくのかについての方針を取りまとめた上で判断されるべきという内容になっています。したがって、今その方針を策定しようと、有識者懇談会の各専門家の方々からも意見をいただきながら、取りあえず骨子案をつくるころまで来たという状況だろうと思います。

それで、お聞きをしたいと思うんです。この骨子案は非常に厚い物ですが、残念ながら、委員会資料として配付されておりません。したがって、私の質問が各委員の皆さん方とちょっとずれが生じるかもしれませんが、御容赦いただきたいというふうに思います。この骨子案は、これまでの各種の取組の現状と課題がまとめられています。そして、次に、それらの課題にどう取り組んでいくのか、改善していくかについても述べられています。そして3つ目、市立児童相談所の役割と必要性についても述べられているものであります。

ちょっと何点か認識を確認していきたいと思います。一つは、この骨子案の6ページに、児童虐待処理件数の推移というのが出ております。平成30年度で、道立の旭川児相の処理件数は644件になっています。そのうち、旭川市内分が427件と6割以上を占めています。この占めている割合についての認識をまずお聞きいたします。

**○鎌田子育て支援部主幹** 道立の旭川児童相談所における児童虐待処理件数についてでございますけれども、旭川児童相談所の全処理件数に対する本市発生分の割合が約66%ということでございます。これは、旭川児童相談所の管轄人口、約60万人おりますけれども、それに対する本市の人口割合の約56%を1割ほど上回るものでございます。このことから、本市は、旭川児童相談所の管轄市町村の中では虐待件数が多い自治体であると認識しているところでございます。

**○小松委員** 旭川市内が非常に多いと。

それで、次にお聞きしたいのは、同じページの中で、児童虐待相談経路別件数、どこから相談が寄せられたのかというのを表にしているんですよ。家族とか、近隣・知人とか、本人とか、都道府県とか、市・福祉事務所とか、市町村とか、こう述べられている。私が注目したのは、これは旭川市だけではありませんから、管内全てを含んでいるんですが、市・福祉事務所から寄せられた件数というのは15件ですよ。市町村・その他は10件、この2つを合わせても25件なんですね。全体が644件、この経路別だと合計すると642件にしかないんですけど、それはともかくとして、市町村関係から寄せられた相談件数は25件にとどまっているわけです。

今から17年前、2004年に法律、児童福祉法が改正されて、今までこうした相談は児童相談

所が一手に受けていたという窓口を、市町村も窓口にすると。いわゆる相談窓口を2元化したんですね。それから17～8年経過している。にもかかわらず、市町村関係からは、644件のうち25件というふうにとどまっているわけですよ。法改正をして間口を広げたんだけど、その効果というのが全く見えていない。これはどういうふうに受け止めていますか。

**○岩崎子育て支援部次長** 道立旭川児童相談所におけます児童虐待相談の経路別件数のうち、市町村の対応件数が極めて少ないという現状につきましては、相談経路については、警察からの通告が全体の半数以上を占めておりまして、これは心理的虐待として通告されるケースとして、子どもの見ているところで親が家族に対して暴力を振るう面前DVが多く発生していることや、緊急性の高い事案について、24時間365日体制で対応している警察や児童相談所に直接連絡したほうが、迅速に対応してもらえるという市民の意識によるものではないかというふうに推測しているところですよ。

一方、市町村への相談が極めて少ない現状につきましては、本市における相談窓口でございます子ども総合相談センターが、市民に身近な相談窓口として十分に認識されていないということも要因として考えられますことから、子ども総合相談センターの機能や役割につきまして、さらなる周知が必要というふうに認識しているところでございます。

**○小松委員** 認識されていないというのが一つの要因となっているということです。

次に行きます。この骨子案で、私は評価する点があるんですよ。それは、旭川市の子ども家庭相談支援における現状と課題という中で、皆さん方が自らの行政対応を振り返って、記述されているわけです。ある面厳しく検証しているとも言えると思います。まず、旭川市における子ども家庭相談の支援体制についてですが、どういうふうに検証したかという、各相談員への指導助言業務については、専念できる体制になっていないと述べているんですね。そして、相談員に対して指導的立場を担う職員も、他の業務を抱えているためというのが専念できる体制になっていないという理由として挙げられている。それから、専門的人材の確保、育成については、相談員の多くが会計年度任用職員であり、非正規であるため、専門性の蓄積が進んでいないというふうに評価しているんですよ。そして、その次には、夜間、休日の相談対応について、月曜と木曜は午後8時まで対応してきているが、それ以外の曜日の夜間対応はできていない、休日の相談体制もできていない、対応に課題があるとしています。まだあるんですが、今述べたようなことを、行政事務を振り返って十分でないというふうに検討、分析しているわけでありまして。皆さん方が検証して、今、私が指摘してきた事柄についてどのように受け止めているのか、現時点の認識をお聞きいたします。

**○岩崎子育て支援部次長** 本市では、平成28年度に子ども総合相談センターを開設しまして、家庭児童相談や発達支援相談など、子どもと家庭に関わる様々な相談に対応してきたほか、平成29年度からは、子ども総合相談センターを子ども家庭総合支援拠点として位置づけるなど、これまで相談支援体制の充実を進めてきたところでございますが、一方で、児童虐待をはじめとする相談件数の増加や相談内容の複雑化、深刻化、また、それに伴う相談支援の長期化等の現状に対しまして、対応が十分でないという課題もありますことから、相談支援体制のさらなる充実強化を図っていかねばならないというふうに認識してございます。

**○小松委員** 次に、別の件について認識をお聞きします。関係機関や地域との連携についても、皆さん方はまとめられている。振り返ってみての評価ですよ。まず、学校等の関係機関との連携、

地域との連携について述べられていますが、早い段階での相談が少なく、問題が深刻化、重篤化してから相談が寄せられるとしています。子ども総合相談センターの役割や機能について、関係機関から十分理解されていないと言えるというふうに結論づけています。そして、関係強化が課題だとしているわけであります。また、子ども総合相談センター内部の情報の共有に遅れが生じているというふうに記述があります。もう一つ、子ども総合相談センターと母子保健課が機能を分担しているが、情報の共有、未就園児の支援についても、3歳6か月の健診以降は、家庭の状況は把握できていない。保護者が育児に不安や悩みを抱えていても、相談や支援につながらない可能性もあるというふうにまとめられているんです。まとめられた皆さん方として、こうした状況についての認識をお聞きいたします。

**○岩崎子育て支援部次長** 関係機関や地域との連携につきましては、虐待の発生予防や早期発見を進める上で大変重要であると認識しているところでございまして、定期的な訪問や会議への出席等を通じて、お互いに顔の見える関係性を構築し、地域の実情の把握に努めるとともに、関係機関や地域の理解を得ながら、児童虐待の防止に関する情報共有や協力要請などの取組を進める必要があると考えております。

また、子ども総合相談センター内部の情報共有や、母子保健等の関係部局との連携や情報共有につきましても、迅速かつ適切な支援を行うためには大変重要であると認識しており、関係部局とともに、具体的な検討を進める必要があると考えているところでございます。

**○小松委員** 私は、こうした分析は適切なものだろうというふうに思うんです、一読しただけだけでも。行政の取組を振り返って、課題があった、問題があったというふうにまずまとめているんですよ。問題なのは、この課題克服のためにどう取り組むのかということが、同じように骨子案では述べられているんだけど、これはいただけない。なぜいただけないか。一口で言うと、決意の表明で終わっている。例えば、骨子案では、互いに顔の見える関係を構築し、支援を必要とする子どもや家庭に関わる情報共有と連携の強化を図る。連携が十分でないからどうする、連携の強化を図る。こうした描き方ですよ。また、子どもや保護者と接点を持ち、早い段階で適切な支援につなげることができるよう相談支援体制の充実を図る。体制が十分でないという現状分析をして、支援体制の充実を図る。これが今後の取組の基本方針、基本的立場ですよ。ほかにも同じようなものがあるんです。市民の理解を得るため取組を進めますとか、情報の共有について具体的な検討を進めますとか、こういうふうになっているわけですよ。

私や議会が議論してきたのは、子どもを育てる環境において、一部で虐待等の深刻な事態が起きていると。基礎自治体としての役割は、早期発見や予防というのが既に自治体の役割として位置づけられて、その取組を皆さん方は進めてきていて、十分でなかったということを導いているわけです。ところが、どうするかというと、決意で終わっているように私は感じるということでもあります。今回の分析を経て、皆さん方は、市立の児相設置が必要なんだ、こうした意思決定をして臨んでいるわけでありますが、この間の事務を振り返って、分析が終わろうとしている時点において、市立の児相設置を一刻も早くやるんだ、こうした認識に以前と現在と差が生じているのか、生じていないのか、お聞きいたします。

**○岩崎子育て支援部次長** 子ども総合相談センター設置のときの考え方と現状につきまして、子ども総合相談センターは、子ども及び子育てに関する相談機能の充実を図るとともに、地域における

子育て支援を推進し、子どもの健やかな成長に寄与することを目的に設置したものでございまして、発達相談、発達支援、家庭児童相談のほか、地域子育て支援センターや育児サークル、育児サロンなど、地域における子育て活動の支援、その他子育て支援事業などを実施してきているところでございます。そうした中で、平成28年の児童福祉法等の改正によりまして、子育て世代包括支援センターの法定化や、子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の機能強化など、虐待対応をはじめとする子ども家庭相談支援に係る体制の強化を図る必要がありますことから、これに対応するための取組を進めてきたところではございますが、現状では、対応が十分でないというふうに認識しているところでありまして、組織体制のさらなる強化や、関係部局や関係機関との連携強化を進めていかなければならないというふうに考えてございます。

**○小松委員** 今、次長が述べられたのは、子ども総合相談センターをつかって窓口を一本化したように、前向きに検討してきたと。当初描いていたものから見ると、今の到達は決して十分なものでないということを述べられたわけです。

それで、この骨子案で、市立の児相の設置の役割や必要性についてまとめられています。必要性については、有識者懇談会への子育て支援部の説明もそうなんですが、重層的な支援策を一元的に行うことができるというのが柱になっていて、言わば一般論の域を出ていないと、これは私の受け止めであります。議会でも私は何回か指摘しました。今なぜつくらなきゃならんのか、つくるとは否定しないがということを書いてきたわけですが、有識者懇談会においても一般論の域を出ていないというふうに思っております。

お聞きしたいのは、今、この1年間は、附帯決議等もあって、予定したとおりの事業展開ができていませんが、いわゆるこれまでの相談支援と、市立の児相設置ということと同時に並行的に取り組んでいこうとしているのかどうなのか、この点についてお聞きいたします。

**○中村子育て支援部長** 子ども総合相談センターの機能強化など、市町村の役割である虐待防止や早期発見につながる取組という部分については、児童相談所を設置する、しないにかかわらず、やはり、今回の有識者懇談会等で意見もいただいたところですけども、現状、課題を踏まえて、早急に、また着実に進めていかなければならないというふうに考えております。

それから、児童相談所の設置と同時並行的にそういった課題の解決に取り組んでいくのかという御質問かと思いますが、有識者懇談会の第5回の会議で委員の方から、児童相談所を設置するというを決めて、様々な課題を解決していくという部分、その中では、例えば、専門職を育てていくということが児童相談所の設置には当然必要になってきて、不可欠な部分であります。そのこと自体が、市のそういった虐待防止、児相を持つ、持たないに関わらない段階でも必要になって、そういったことは有意義であるというような意見もいただいたところではあります。

ただ、これまでの議会議論等も踏まえながら、なかなか現時点で同時並行的に進めるということろまでは行っておりませんし、児童相談所の設置というところを待って同時並行的に進むということになりますと、先ほど冒頭で私が答弁した、今、市ができる児童虐待防止の取組というものが遅れるようなことがあってはならないと考えておりますので、まずはそういった取組を進めていくということになります。その取組の過程の中で、またやはり、児童相談所を設置する、しないじゃなくて、専門職を育てるというのも一つの考えでありますし、重要な取組になってくると思います。逆に言うと、もし将来的に市として児童相談所を設置すると決まった場合にも、そのことは有意義

になりますので、今はまず、そういった市ができる虐待防止、早期発見につながる取組について、早急に様々な課題を改善して取組を進めていくという考えでございます。

○小松委員 私は、ほぼ同意できるんですよ、今の考え方に。無理なんですわ、何ほ必要性があっても、児相設置と基礎自治体としてのものを同時並行で。なぜ無理なのかということは誤解を与えるかもしれないけれども、あえて言っておきます。児童相談所という器をつくるだけであれば、これは決意でできます。もう一つ、委員の方も述べておられたけども、つくったら何がしかの効果は必ず出ます、予算も人も配置するわけだから。しかし、私が言ってきたのは、事、子ども支援や虐待防止・予防、早期発見というのは、人がやることなんです。しかも、それなりにノウハウが蓄積された人がやれば、やるだけ効果が現れる課題なんです。人を育てる、十分な人を配置する、財政もそれを裏づけるべく担保する。こうして組み合わせると、私は初めて可能になるんだろうと。

しかし、その予防、早期発見の事務が、皆さん方が今回課題があるとまとめられたように、もっともっと改善しなければならないし、改善する余地が残されている。これも人がやることなんです。体制を整備して臨むことなんです。箱物を造るのは何か月か1年でぱっぱぱと形はできるんだけど、何年間もやってきたことでなお課題がある、不十分な点がある、これを改善するということは相当な力仕事です。必要な人が配置される保証がない。必要なだけ財政措置が講じられる保証もない。ここを私はしっかりとやっていくことができれば、課題が見えてくる。市立の児相を持てば、より効果的に、それこそ皆さん方が言う一元的な対応をすることが可能になるというふうにイメージがつけられるだろうというふうに、私は、この課題が表に出てから、一貫してそのことを述べてきたわけでありまして。相当な力仕事です。2つ、両方追求するほど、今の旭川市や子育て支援部にその体力はあるのか。下手をすれば、道立の児相の水準までも到達しないということをお願いしてしまうんでないのか。市立の児相を設置して、具体的に克服する、改善するということが明確になっているのか。ここの疑問なんだということを指摘してきたところです。相当な力仕事ですから、腰を据えて、早期発見、予防対策、本来、基礎自治体の役割として位置づけられているところに、まずしっかりと取り組むべきであります。

誤解がないように言っておきますが、私は、虐待というのは1件でも減らす、根絶するまで、国や地方自治体や様々な取組団体が力を合わせなければならないということは、それは強く思っています。しかし、だからといって無為無策でやっていいわけではないということも強く感じているわけでありまして。

最後に、部長に改めて、現時点での認識、考えをお聞きして、質疑を終わります。

○中村子育て支援部長 委員から最後に部長にと言われて、ちょっと最後に、もしかしたら委員と違うような考えになるかもしれませんが、先ほどの答弁で、我々として、市立の児童相談所を諦めたとか、そういうようなものでは決してございません。あくまでも、今、市ができる児童虐待防止の取組、特に家庭相談支援体制の強化等、職員の専門性の確保、それから関係機関の連携というものの、まずはそれが今、児童相談所を持つ、持たないにかかわらず、市としてやらなければならない部分でありますので、そこにまずは全力で様々な取組を進めていくということになっております。そして、そのこと自体が、先ほども言いましたけれども、将来的に児童相談所を設置するといふときの基礎的な力にもなりますし、ある意味では、児童相談所設置の準備期間の短縮にもなるというふうにも考えておりますので、児童相談所という器というような話もありましたけれども、そうい

ったものをつくることと、先ほど来、私も答弁しております、市ができるそういった基礎体力の向上といったことを今、現時点では並行で進めるわけではございませんけれども、まずはそういった市が現在できる児童虐待防止に関わる様々な取組に取り組んでいくということが、将来的には児童相談所の設置にもつながっていくのかなというふうに考えているというところでございます。

○金谷委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 それでは、ここまでの議題に関わりまして出席している理事者については、速やかに退席いただいて構いません。委員会は休憩せず、このまま進行させていただきます。

4、子どもの育ちに関する課題についてに入ります。発言はございますか。

江川委員。

○江川委員 ちょっとお時間をいただきまして、子どもの育ちに関する課題の中で、現在、一部外部に委託している健診事業について伺いたいと思います。

現在、小児科医療機関との連携はどのようになっていますでしょうか。

○松浦子育て支援部母子保健課長 小児科医療機関との連携につきましては、本年度の4か月健診の委託を通して、発育、発達や養育状況に心配のあるお子さんの情報を書面または電話などでいただき、また、市のほうからも、日頃の支援状況について、必要時、医療機関に情報提供し、連携して見守る体制を構築いたしました。さらに、健診実施後、医療機関から返送された健康診査票の内容を確認し、育児不安や疲労などの心配な記載があった場合は、医療機関から状況を聞き取り、その結果を家庭訪問等に生かすなど、支援の充実を図っております。

○江川委員 まず、健診事業で言いますと、大きくまとめると、1歳未満までは子どもの発育状況と、それに関係する母を含めた保護者、家庭に関しての状況を確認するということがとても重要なのかなと考えています。そういう認識です。その意味で、近くの病院で簡単に受けられる、近いところで利便性もすごく大切だと思うんですけども、支援につなげるというその行政の役割、連携というのがとても大切かなというふうに認識されているのかなというふうに思っていて、少しそこは安心しました。

対して、1歳6か月健康診査と3歳6か月健康診査というのは、子ども本人の発達の状況を確認して、早期にその子を支援につなげるということがとても大切だと思うんですけども、現在、同月齢の集団の中で子どもの発達というものを観察する中では、なかなか、ふだん交流しない子どもを集めてというようなことが困難な状況にあるのかなというふうに推察いたします。どんな対策を行って健診を行っていますでしょうか。

○松浦子育て支援部母子保健課長 1歳6か月健康診査、3歳6か月健康診査におきましては、乳児期に比べて発達が質的に変化する節目であり、歩行等の運動発達や言葉の獲得、社会性等の発達状況を判断する必要があります。

現在、コロナ禍であることから、密や接触を避けるため、健診会場におもちゃを広げたり、子ども同士のやりとりができる場を設けることはできておりませんが、保護者が記載した問診票を基に、問診の場で、日頃の家での様子や保育園での様子を聞き取って、お子さんと直接絵本や積み木などを使ってやりとりをしながら、感染拡大の防止を図りつつ、発達の状況を確認しているところでございます。

○江川委員 家というのは、とても子どもにとって安心できる場所という印象が強いので、家での様子と、それから集団の行動の中に入った様子というのがちょっと違うのかなというところが重要だと思うんですね。発達の状況というのがやっぱり個々で見ているとは分からない部分というものもあって、保育園とか幼稚園とか、そういったところに行っている子どもに関しては大丈夫なのかなと思うんですけども、そうじゃない状況になったときに見落とし、どちらかというともう今この現状では確認が困難という状況になってくるかと思います。特に、3歳6か月健診以降、就学前健診まで健診がないということが、一昨日も旭川民間保育所相互育成会との意見交換会とかでちょっと話題になった、特別支援保育、特別支援教育につなげるという意味でも、そのあたりが市で今後もずっと確認しておくべき大切な健診なのかなというふうに思っています。長い目で、そういったことの対策を考えるときには、どのような考えをお持ちでしょうか。

○松浦子育て支援部母子保健課長 発達の遅れ、特に、社会性や対人関係等については、保育所などの集団生活の中で発覚するケースが多く、健診の限られた時間の中で、全てを判断することは難しいという事情があります。そこで、判断を慎重に行うため、発達面で気になる点がある場合は、健診の事後フォローの場である幼児健康相談において、発達検査、医師の診察等を行っております。また、その際には、事前に保育所等の集団での状況を健診事後巡回において確認し、医師が総合的に判断することとしております。さらに、気になる点がない場合でも、子ども総合相談センターで実施している発達支援の相談窓口であったり、子ども巡回相談を保護者に案内し、必要時、相談につながるよう情報提供しているところでございます。

今後の対策としましては、保護者が早期に子どもの特性を把握し、関わり方を学べるようにすることが、子どもの発達を促し、円滑な就学への移行に効果的であることから、子どもへの発達支援を保護者に前向きに捉えていただけるような関わり方が重要だと考えております。このような考え方の下、現在必要な支援につながっていないお子さんの最終的な確認の場として、新たに4歳半から5歳の幼児健康相談の実施や相談の実効性を確保するため、お子さんと日常的に接している保育所等との連携の在り方について検討を進めてまいります。

○江川委員 幼児健康相談というようなこともあるんだよということをしつかり広報したり、先ほど小松委員からも子ども総合相談センターに関しての質疑がありましたけれども、そういったところの存在もしつかりとその場で周知する必要があるのかな、広報をしつかりしてほしいなというふうに思っています。

私は、第4回定例会で特定妊婦さんですとかハイリスク妊婦さんとかに関して伺ったんですけども、家庭と子どもの状況に鑑みて、2人目以降、つまり1人目ではなくて、1人いて、さらに多子になることで、ハイリスク妊婦ですとか要支援妊婦ですとか、特定妊婦と考える必要のある状況があると思うんですけども、乳幼児健診での対応等を含めて、乳幼児健診の担当課としてはどのような認識をお持ちでしょうか。

○松浦子育て支援部母子保健課長 ハイリスク妊婦や特定妊婦につきましては、母子健康手帳交付時の面談、妊婦健診、産婦健診、赤ちゃん全戸訪問等を通じて、早期に情報を把握しております。把握した情報は、引き続き、4か月健診、1歳6か月健診、3歳6か月健診の場においても有効に活用し、切れ目なく支援を行っているところでございます。そのうち、特定妊婦につきましては、健診受診前には、当課から子ども総合相談センターに、対象者が受診される旨を伝えた上で、問診

に同伴するかどうかを確認し、健診後には、共有システムへの結果の入力と合わせて、紙媒体でも健診結果の情報を提供しております。また、未受診だった場合には、未受診訪問を行うことから、その際の同行訪問を子ども総合相談センターに依頼しており、同行が難しい場合には、訪問結果につきましても必要な全ての情報を速やかに提供しているところでございます。

多子につきましては、子が1人に比べ、家事や育児へのサポート不足による疲労、経済的な負担が増加することから、その状況に応じて、ハイリスク要因として捉えた上で、相談や家庭訪問等を通じて必要時支援を行っております。当課では、妊娠届出を受理した全ての方の情報を、マニュアル等に基づき、面談や電話を通じて早期かつ適切に把握した上で、必要な方に切れ目なく支援を行っております。また、子ども総合相談センターには、これまでと同様、必要な全ての情報を速やかに提供し、連携して対応しているところでございます。

**○江川委員** 相談から提供に関してというところかなというふうになっています。相談から支援までやっぱり一体としてみんなで情報共有しながら、しっかり前向きに頑張っていたいただきたいなというのと、保護者も一緒に育っていく、共に育っていくという環境をぜひつくっていただけたらなというふうに思います。

そのときによって、実は求められる支援というのが変わってきますので、とても難しいところだし、お金もすごくかかるし、迅速性が必要なんだというところはすごく理解しております。例えば、直近の出産の課題として、クラスターが医療機関で発生したことによって転院を余儀なくされている方が、精神的にも不安な上に、さらにそこで転院したことによって、実際、数万円の出産費用の上乗せといった金銭での不安が重なっているというふうな声をいただきました。普通分娩は、自由診療で保険適用外になりまして、出産一時金といういわゆる補助金みたいなものが支給されるんですけども、実はもともと出産一時金を超えない絶妙な範囲で出産費用って設定されていることが多いと思うんですね。予定外の初期費用って、そのままこうやって上乗せになってくるという可能性があるんで、対象者はとても限定されているとは思いますが、お金がないという金銭的な面ということもあるので、なかなかちょっと簡単にはお願いしなすとは言えないところが私もあるんですけども、やっぱり何らかの心がけといいますか、心を向けるという手だてをぜひしていただきたいなというふうに思っています。

やっぱり様々な大人が強い思いを持って、子どもの育ちに関して取り組んでいていただきたいなというふうに思っています。これまでその保護者がどういう環境で育ってきたかということが、虐待ですとか子どもの育ちにはとても重要になってくると思います。子育てに支援が必要になっているというケースは、今後どんどん増えていくと思うんですね。そういう虐待が増えているということは、それを要因としている親の支援が必要だということだと思います。家庭を教育して、自助にして済むものではないと思っていますので、長い目で見て、環境因子を少なくしていくという、行政本来の役割を果たすことを求めて、私の今回のこの質疑を終わらせていただきたいと思っております。

**○金谷委員長** 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

**○金谷委員長** ここまでの議題に関わり出席している理事者につきましては、速やかに退席していただきたいと思っております。休憩なく進みます。

続きまして、5、発熱外来等の現況について、発言はございますか。

江川委員。

**○江川委員** 続けて、ちょっと簡単にと考えています。

1月からクラスターの発生によって、発熱外来の需要が増したことと思います。今ちょっと落ち着いているかなと思ひまして、少しこの発熱外来について機能しているのか確認をしようと思ひています。落ち着いていたはずなんですけどね。

一時期、発熱外来につながらないという連絡をいただいたりしていましたが、確認している中では、コールセンターにつながりにくい時間帯は確かに実際あったかと思うんですけれども、比較的、何日も何日もかけてもかけてもつながらないよというようなことはなかったのかなというふうには受け止めているところです。気になるのは、発熱して受診したとして、検査が受けられるかどうかというところなんですけれども、現在、発熱外来、つまり1次医療機関での検査について、内科、小児科それぞれで実際に行っているのは何施設あるのでしょうか。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** 本市では、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、発熱者等への有症状者の診療でありますとか、必要に応じて検査を実施する医療体制を整備しております、本日現在で申し上げますと、内科系では18、小児科系では17、合計35の医療機関に御協力をいただいているというところでございます。

**○江川委員** そのうち総検査数に関して聞いていきたいと思ひますけれども、1月20日、昨日までで2万6千199件の検査を行っているということで、ホームページで公表されておりました。10月までの全検査数が4千32件と聞いていますけれども、11月以降の全検査数と、そのうちクラスター関連とクラスター以外の陽性者はどのぐらいになりますでしょうか。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** 御案内のとおり、11月以降クラスターが同時多発的に出まして、特に11月、12月と非常に検査数の多かった月でございます。この2か月間で、約1万8千件の検査を行っております、そのうちクラスター関係の陽性者が715件、それ以外の陽性者が176件、こういった発生を確認しているところでございます。

**○江川委員** 2月から10月までの期間の検査数と比べても、11月、12月というのがもう4倍以上の件数になっていますので、物すごい数だなというふうに思ひます。これまでこの検査数を見ていたときには、準備は怠っていなかったのかなと、怠らずにやっていたからこそ対応していったんじゃないかなというふうに、私は、数字からは考えているんですけれども、1月14日の参議院の内閣委員会で、日本共産党の田村議員が、医療機関、高齢者施設での行政検査等の課題について、参考になる質疑を行っておられました。その中の大臣答弁の中に、旭川市が登場したんですよ。その翌日に、北海道新聞の1面で「悪い例」という形でその部分が切り取られておりました。内容を確認しますと、何か唐突に出てくる印象が私にはありまして、質疑への答弁としても、メディアの切り方にしても、まさに私は悪い例だと思ひます。2か月の件数だけ取り上げても、1月からの数字を出してみても、その議員がただしている医療機関、高齢者関係施設での検査、クラスターに関連するような検査というのは、行政検査として行っているように感じるんですよ。私は、本当は旭川市として、この答弁内容、報道に関しては何らかの対応をすべきだと思ひています。必死に対応された保健所の皆さんと医療機関の関係者の皆さんには、本当にありがとうございますと改めて申し上げるべきだと思ひています。本当にすばらしいと思ひます。

ちょっと本題に戻しますが、陽性者の内容としては、クラスターに関係した陽性者が多くを占めていて、残りの感染者に関しても、そこからの経路がある程度追える感染者が多いのかなど、改めて振り返ることができるんだと思うんですけども、検査の種類として、PCR検査とか抗原検査とか様々あるんですね。11月以降の検査の種類別の検査数と、外部機関に回した検査件数はそれぞれ何件になりますでしょうか。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** 11月以降の行政検査として行った検査数の中で、種類別の内訳でございますけれども、この2か月間におきましては、抗原検査が2千564件、PCR検査が1万4千594件、LAMP法検査が776件となっております。御案内のとおり、PCR検査につきましては、時間が数時間かかるという特徴がありますが、正確度では一番高いというふうに言われております。抗原検査というのは、比較的症状がある方に効く検査、さらにはLAMP法というのは、PCR検査の簡易版ということで、ほぼPCR検査と一致する中で、時間が短くて済むと。この3つの方法で本市としては行政検査を行っているという状況です。

また、外部の機関へ依頼した件数でございますけれども、主に市立旭川病院の協力をいただいております。保健所から市立旭川病院などに検査を依頼した件数としましては、1千949件、協力医療機関や発熱外来など、病院独自で検査を行った件数が1万556件、そのほかに札幌の民間検査機関へ依頼した件数が144件というふうになっております。

**○江川委員** 外部機関に回した件数を単純に引くと、保健所だと5千285件で5千件以上ということになっているのかなと思います。抗原検査で2千564件、PCR検査で1万4千594件、LAMP法検査で776件と、本当に多い数だと思います。

いろいろあると思うんですけども、一時期、陽性率というのが話題になっていたかと思います。最初のうちは、陽性率が高いと検査が適切に行われているか、行われていないかというような内容があったかと思うんですが、旭川ではクラスターを入れても5%ぐらいになるのかなど考えると、これをもって市中感染が起きているかどうかという指針にするのはいかがなものかと思ひますし、直結できないと思うんですけど、ある意味、検査は適切に行われていて、そして市民の自粛の努力もあって、皆さんの努力もあって、クラスターをある程度乗り越えることができたのかなというふうに私は思っています。

今後、どのように発熱者から状況を確認して把握していくかというところが重要かと思うんですけども、一つ、先日市民から、発熱外来に行ったんだけど検査してもらえなかったという声をいただいております。医師の判断によって、検査が行われないということはあるのでしょうか。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** 行政検査というのは公費負担の対象になるわけございまして、PCR検査等々につきましては、基本的には中核市を含みます都道府県等、もしくは医師の判断によって行われるものというふうになってございます。診療した医師が、この患者さんにその必要性はないというふうに判断した場合については、当然ながらPCR検査が行われないということもあり得るものでございます。

**○江川委員** 多分、まずは問診から始まって、感染者との接触がゼロ、皆無だったというふうないなのかなというのと、あと、いわゆる酸素飽和度が適切であったということかと思うんですけども、経路不明というのは、どこからかかったか分からないという状況だと、私はそういう認識をしています。発熱したら、感染者との接触が疑われなくとも、検査を受けられる状況の構築という

ふうなことが必要なというふうに思っています、国の考え方に沿っているというのは重々理解しているんですけども、このあたりの点もぜひぜひ考えていっていただきたいかなというふうに思っています。

もう一点なんですけど、発熱外来とかかりつけ医というのが、何か別の流れになっているかなというふうに思うんですけど、例えば、健康なので、年に1回か2回熱が出たよというときに行く地域の医院というのがかかりつけ医という認識を持っていいのでしょうか。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** かかりつけ医の概念というのは非常に難しいところございまして、例えば、私が毎回、薬をもらいに行くというような病院がかかりつけ医になるのか、それとも、たまに発熱をして、それが年に1回とか、何年かに1回でも、そこに行くということがかかりつけ医なのかというような部分で、非常に概念的には難しいんでありますけれども、一応、日本医師会の定義というものを見れば、かかりつけ医というのは、何でも相談できる上に、最新の医療情報を熟知して、必要なときに専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健福祉を担う総合的な能力を有する医師のことを指すということで、なかなか分かりづらいんですが、これについては、受診回数云々という話ではなくて、市保健所として発熱外来を御案内する際には、かかりつけ医の定義として、定期的に通院されているお医者さんというふうな形で御案内をしているというふうな状況でございます。

**○江川委員** 定期的に通院しているのが、例えば、私だったらコンタクトの眼科だよというのも、これもまたかかりつけ医だと思うんですけども、行きたいところが違うと思うんですよ。とても親切的な、ある意味では定期的に通院している内科とか小児科とか、そういったところのかかりつけ医なんだよというような案内をしているということで、よかったかなというふうに思います。定期的に通院しない人が発熱外来を受診する際、コールセンターで案内を受けるということを再度ぜひ広報して、市民に知ってもらおうということが必要なというふうに思います。そうじゃないと、突然、自分がかかりつけ医だと思っている地域の医院に発熱者が訪れて、大惨事ということになってしまうと思います。

検査を受けた方というのは、判定までの間、どんな注意が行われて、待機していますでしょうか。

**○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長** 新型コロナウイルス感染症の疑いがありまして、PCR検査の結果が分かるまでというのは、非常に細心の注意が必要だということで、その間お待ちいただくということになります。市保健所といたしましては、検査の案内をする際に、1つ目として、検査結果が判明するまでは、職場への出勤や学校への登校、福祉サービス等の利用や公共交通機関の利用は控え、自宅で過ごしていただくこと、2つ目として、個室または仕切り等を設置するなど、家族との距離を保つこと、3つ目として、トイレやバスルームなどの共用スペースの利用は最小限にすること、4つ目としてマスクを着用し、小まめに手を洗うこと、5つ目として定期的な換気を行うこと、そして6つ目といたしまして、毎日健康状態を確認し、体調や症状が悪くなったときには、速やかに市保健所に連絡を行うこと、以上の6点をお伝えしているところでございます。また、このほかにも、手で触れる共用部分の消毒方法でありますとか、衣服の洗濯、あるいはごみの捨て方、感染者のお世話が必要な際には、限られた方で行っていただくなどの指導も行うなど、御家族でありますとか同居されている方々の健康観察、あるいは不要不急の外出を避けるというふうなお願いも併せて行っているところでございます。

○江川委員 ペーパーを見せていただきましたけれども、もう裏表びっしりという感じで、とても細かく書かれていて、きっとよく読み込んで対策をされているんだろうなというふうに思っていました。

例えばなんですけれども、学校等で検査が行われ、検体採取が行われるときには設営、設営まではいいですが、撤収、誘導というのが、幅広検査の際にも濃厚接触者に当たらない教職員が外で行うというふうな形であったりと、正直、検査の前後で結構気になるんですね。少なくとも濃厚接触者の定義に当てはまるだろう人に関しては、やっぱり判定が出るまでの間の認識は、陽性者の認識がやや必要ではないかなと。そういったことを踏まえた行動というのが必要ではないかなと思いますけれども、その点について見解をお示してください。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 委員がおっしゃるとおり、検査の際には非常に気をつけなければならない部分があります。特に、学校とか施設とかで検査を行う際には、やはり施設、あるいは学校サイドの協力も絶対必要になってきます。そんな中で、保健所の保健師が中心となりまして、一定の動線を確保しながら、そこで惨事が起きないように形で細心の注意を払って行っているところでございます。

また、今、濃厚接触者のお話が出ましたけれども、新型コロナウイルス感染症の患者と感染可能期間に接触した方のうち、国の定義に該当する方については濃厚接触者というふうになるわけでありまして、患者の感染可能期間の最終暴露日から一応14日間の健康観察を行っていただくこととなっております。この健康観察期間中にある濃厚接触者に対しては、自宅待機のほか、一般的に言われておりますけれども、せきエチケットとか手洗い、こういったものの徹底を行っていただきますとともに、周囲への感染伝播のリスクを低減させるというような対策を取った上で、健康観察を行う必要があると考えております。これまでも、濃厚接触者で自宅に待機されている方が、いわゆる健康観察期間中に症状が出て、それで検査を行ったところやはり陽性が出たということが少なからず実際にあります。そういったことがあるということを、やはり、市保健所としても認識しているところでありますので、十分な健康観察は市の保健所としても行っていく。また、濃厚接触者においても、やはり、十分な自覚を持った行動を取っていただくということで、そういった部分を我々保健所としても、引き続き濃厚接触者の方々をお願いをしてまいりたいというふうに思っております。

○江川委員 また昨日から少し注視しなきゃいけないのかな、注意しなきゃいけないのかなという状況になり始めたかと思っておりますので、今後、またしっかりと、その濃厚接触者の方を含めて、人権を大切にしながら、みんなで頑張っていけたらなと思っております。

ありがとうございました。

○金谷委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 本日の議題に関わり、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を散会させていただきます。

---

散会 午前11時46分